

○国見町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則

(令和6年9月6日規則第34号)

(趣旨)

第1条 この規則は、国見町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和6年国見町条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(適用を受ける事業)

第3条 条例第8条第2項の規定は、事業者又は資本関係等において当該事業者と密接な関係を有する者が当該再生可能エネルギー発電事業を実施する場所の敷地境界から水平100メートル以内の範囲に設置し、又は設置しようとする他の再生可能エネルギー発電設備の出力と、当該再生可能エネルギー発電設備の出力との合計が条例第8条第1項に規定する発電出力以上となる事業においても適用する。

(事業の内容等の軽微な変更)

第4条 条例第9条第2項に規定する規則で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の発電出力の縮小
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が認めるもの

(協議の届出)

第5条 事業者は、条例第10条第1項の規定により届出を行うときは、協議届出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 説明会報告書（第3号様式）
- (3) 確約書（第4号様式）
- (4) 事業者が法人にあつては、法人の登記事項証明書
- (5) 事業者が個人にあつては、住民票抄本
- (6) 事業実施体系図
- (7) 位置図
- (8) 現況写真
- (9) 事業区域全域の公図
- (10) 事業区域全域の土地の登記事項証明書
- (11) 土地利用計画図（平面図（縮尺が1,000分の1以上のもの））
- (12) 造成を含む事業にあつては、土地造成計画図（平面図・縦断図・横断図（縮尺が1,000分の1以上のもの））

- (13) 建築物又は工作物の設計図（平面図・立面図・断面図）
- (14) 事業影響予測図（騒音・振動・電磁波・反射光等）
- (15) 流量計算書
- (16) 排水計画図（平面図・断面図）
- (17) 排水施設構造図
- (18) 排水に係る放流承諾書
- (19) 工事施工方法書（計画書（作業の方法及び工法を示した図書））
- (20) 維持管理（保守点検）計画書
- (21) 維持管理（保守点検）費用及び廃棄等費用積立計画書
- (22) 事業に関する法令等による許認可等を受けているときは、その写し
- (23) 住民等からの意見の申出により協議を行った場合は、その協議状況（申出書及び見解書の写しを添付）
- (24) その他町長が必要と認める書類

2 事業者は、条例第 10 条第 2 項の規定により届出を行うときは、変更協議届出書（第 5 号様式）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を町長に提出しなければならない。

3 事業者は、前 2 項の届出について正副 2 通を作成し、町長に提出しなければならない。
（同意の基準等）

第 6 条 条例第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定により届出があった事業について、当該事業の手續が適切であると認められたとき、町長は同意するものとする。

（同意の条件に係る届出）

第 7 条 条例第 11 条第 4 項の規定による届出は、同意の条件に係る対応措置届出書（第 6 号様式）により行うものとする。

（協議結果の通知）

第 8 条 条例第 12 条第 2 項の規定による通知は、協議結果通知書（第 7 号様式）により行うものとする。

（事業の着手等の届出）

第 9 条 条例第 13 条の規定による届出は、工事（着手・完了・中止・再開）届出書（第 8 号様式）により行うものとする。

（地位の承継の届出）

第 10 条 条例第 15 条の規定による届出は、承継届出書（第 9 号様式）により行うものとする。

（事業の終了届出）

第 11 条 条例第 18 条第 1 項の規定による届出は、事業終了届出書（第 10 号様式）に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 条例第 18 条第 2 項の規定による届出は、発電設備撤去完了届出書（第 11 号様式）に
関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（助言、指導又は勧告）

第 12 条 条例第 20 条第 1 項の規定による助言若しくは指導は、助言・指導通知書（第 1
2 号様式）により行うものとする。

2 条例第 20 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書（第 13 号様式）により行うものとし
る。

（公表）

第 13 条 条例第 21 条第 1 項の規定による公表は、国見町公告式条例（昭和 29 年国見町
条例第 1 号）に規定する掲示場に提示する方法その他適当と認める方法により行うも
のとする。

（弁明の機会）

第 14 条 条例第 21 条第 2 項の規定による弁明の機会の付与は、弁明の機会の付与通知書
（第 14 号様式）により行うものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事業者は、当該公表に係る弁明をしようとするときは、
当該通知を受けた日から起算して 14 日以内に、公表に係る弁明書（第 15 号様式）によ
り弁明するものとする。

（補則）

第 15 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 5 条関係)

協議届出書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 5 条関係)

事業計画書

[別紙参照]

第 3 号様式(第 5 条関係)

説明会報告書

[別紙参照]

第4号様式(第5条関係)

確約書

[別紙参照]

第5号様式(第5条関係)

変更協議届出書

[別紙参照]

第6号様式(第7条関係)

同意の条件に係る対応措置届出書

[別紙参照]

第7号様式(第8条関係)

協議結果通知書

[別紙参照]

第8号様式(第9条関係)

工事(着手・完了・中止・再開)届出書

[別紙参照]

第9号様式(第10条関係)

承継届出書

[別紙参照]

第10号様式(第11条関係)

事業終了届出書

[別紙参照]

第11号様式(第12条関係)

発電設備撤去完了届出書

[別紙参照]

第 12 号様式(第 12 条関係)

助言・指導通知書

[別紙参照]

第 13 号様式(第 12 条関係)

勧告書

[別紙参照]

第 14 号様式(第 14 条関係)

弁明の機会の付与通知書

[別紙参照]

第 15 号様式(第 14 条関係)

公表に係る弁明書

[別紙参照]